

第三十一回国会 農林水産委員会議録 第二十一五号

(三六四)

昭和三十四年三月十八日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長代理事 吉川 久衛君

理事 大野 市郎君 理事丹羽 兵助君

理事亦路 友藏君 理事石田 宥全君

安倍晋太郎君 秋山 利恭君

今井 耕君 倉成 正君

田口長治郎君 高石幸三郎君

網島 正興君 永田 亮一君

八木 徹雄君 保岡 武久君

足鹿 聰君 角屋堅次郎君

金丸 德重君 久保田 豊君

高田 富之君 中澤 茂一君

中村 時雄君 松浦 定義君

出席國務大臣

農林大臣 三浦 一雄君

農林事務次官 石坂 繁君

農林事務官 安田善一郎君

農林事務官 (畜産局長) 渡部 伍良君

食糧庁長官

農林事務官 (主税局税制課長) 塩崎 潤君

農林事務官 伊藤 俊三君

農林事務官 (畜産局酪農課長) 大和田啓氣君

農林事務官 (畜産局生産部漁港課長) 渔港課長

農業基本法制定促進に關する請願 (助川良平君紹介) (第二五〇九号)

専門員 岩隈 博君

は本委員會に付託された。

三月十八日

委員栗林三郎君辭任につき、その補欠として金丸徳重君が議長の指名で委員に選任された。

三月十七日

水產物小売業者育成に關する請願 (濱地文平君紹介) (第二三二三号)

同(山手満男君紹介) (第二三二四号)

同外三件(天野公義君紹介) (第二四一號)

同外六件(新井京太君紹介) (第二四二号)

同外二件(濱野清吾君紹介) (第二四三号)

同外一件(濱田幸雄君紹介) (第二四五号)

牛乳学校給食事業の補助申請引下げ

反対に關する請願 (羽田武嗣郎君紹介) (第二三五五号)

鹿児島県下の配給精米価格引下げに

関する請願外一件(池田清志君紹介) (第二四六五号)

中央卸売市場足立分場魚類部敷地拡張促進に關する請願外二件(天野公義君紹介) (第二四九四号)

同外五十八件(新井京太君紹介) (第二四九五号)

同外二十一件(濱野清吾君紹介) (第二四九六号)

農業基本法制定促進に關する請願 (助川良平君紹介) (第二五〇九号)

(特定第三種漁港の漁港修築計画等)

第十九条の二 特定第三種漁港(第

第二十条第五項中「前条第一項」

を「第十九条第一項」に改める。)

本日の會議に付した案件
漁港法の一部を改正する法律案起草
に關する件
酪農振興法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六九号)
飼料需給安定法の一部を改正する法律案
(芳賀貢君外十三名提出、衆法
第四一号)
農林水產業の振興に關する件(米の
予約減税問題)
○吉川(久)委員長代理 これより會議
を開きます。
各位のお手元に配付いたしてあります
の件について調査を進めます。
本件につきまして、田口委員より、
漁港法の一部を改正する法律案起草
の事由により必要があるときは、
各々の意見を徵し、その意見を尊重してこれを定めなければ
ならない。
國以外の者が前項の漁港修築計
画に基いて漁港修築事業を施行し
ようとする場合には、農林大臣の
許可を受けなければならない。
3 農林大臣は、事情の変更その他
の事由により必要があるときは、
第一項の例により同項の漁港修築
計画を変更することができる。
4 第一項又は前項の規定により漁
港修築計画を定め又は変更しよう
とする場合には、前条第五項から
第七項までの規定(第五項後段の
規定を除く)を準用する。この場
合において同条第五項前段中「第
一項又は第三項の場合において、
漁港修築事業を施行しようとする
者は」とあるのは「第十九条の二第
一項又は第三項の場合において、
漁港修築事業を施行しようとする
者は」とあるのは「第十九条の二第
一項又は第三項の場合において、
農林大臣」と、第七項中「当該施
行者たるべき者」とあるのは「國」
とそれぞれ読み替えるものとする。
○田口委員 漁港法の一部を改正する
法律案の草案の趣旨について簡単に御
説明申し上げます。漁港法(昭和二十五年法律第百三
十七号)の一部を次のようにより改
正する。第十九条第一項中「施行しようとす
る場合」の下に「(次条第一項の特
定第三種漁港に係る場合を除く。)」
を加え、同条の次に次の一条を加え
る。(特定第三種漁港の漁港修築計画
等)第二十四条の四第一号中「第二十
二条第一項」を「第十九条の二第三項
の規定による変更があつたとき、第
二十二条第一項」に改める。1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律施行前に漁港法第十九
条第一項の規定により許可された
漁港修築事業であつて改正後の漁
港法第十九条の二第一項に規定す
る漁港に係るもの施行について
は、なお從前の例による。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律施行前に漁港法第十九
条第一項の規定により許可された
漁港修築事業であつて改正後の漁
港法第十九条の二第一項に規定す
る漁港に係るもの施行について
は、なお從前の例による。利用範囲が全國的な漁港のうち
水產業の振興上特に重要なものを特
定第三種漁港とし、これが漁港修築
計画は農林大臣が定めその整備を図
る必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。法律案の草案の趣旨について簡単に御
説明申し上げます。
漁港の種類には第一種から第四種ま
であって、その位置、規模、利用度等
の別に応じ格づけが行われ、その費用
についての負担及び補助について
ある程度格差を設けているのでありま
すが、その中にあつて、利用範囲が全
国にわたる七十八港を第三種漁港とい
たしておるのであります。
しかしながら、さらに、このよ

第三種漁港の中になりましたが、漁獲物の水揚高の多寡、国民経済に対する寄与の度合いから見て、おのずから、そこには、漁港としての機能、役割に對策上一般の漁港と全く同一に律するわけには参らないと思われるもののありますことを否定したいところであつるかと存ずるのであります。このことにつきましては、去る第二十八回国会における本会議の漁港の整備促進等に関する決議にあるところであります。これらのことにかんがみまして、この際、第三種漁港のうち、水産業の振興上特に重要なものを特定第三種漁港となし、この種の漁港については、漁港整備計画の國の基本方針である整備計画に基き、施行者の意見を尊重しつつ、農林大臣みすからが総合的判断のもとにさらに高度の技術的要因に考慮を払つてその修築計画を定めることが適当であると思料し、お手元に配付しております法律案を起草することとしたいたした次第であります。

何とぞ、委員長におかれでは、この案を委員会提出の法律案としてお取り上げ下さいまして、本委員会の成案として御採択あらんことをお願いする次第であります。
○吉川(久)委員長代理 ただいまの草案について発言があればこれを許します。
 一
〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立總員。よ

つて、そのように決しました。

○吉川(久)委員長代理 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

米の予約減税問題について質疑の通告がありますので、順次これを許します。石田宥全君。

○石田(宥)委員 政府は、本年度の予算米価決定に当たりまして、昭和三十年度より実施されて参りました予約減税を廢止し、予約減税該当分を米価に加算をするという方式をとつたようあります。しかし、このことは、表面的に見ると、予約減税なるものがいわゆる富農政策であつて一部の富農にのみ恩恵を与えるものであるが、これを廢止したことによって四十五億ないし五十億の増税をもつてし、一面においては、米価にその分を加算をすると言ひながら、実は米価の面においても七十三円ります。
 う理屈を立てられるかわかりませんけれども、現実の事実は今申しました通りなのであります。私は、政府はどうしていろいろな点でこの政治的な問題についてはいろいろの質疑をいたしたいと思いま

るところであります。单なるその他の方が農民一般に及ぼす好影響ありとすれば予約減税を廢止したようあります。しかしながら、この予約減税なる租税特別措置法は、昭和三十年度に実施をされた当初からいろいろ問題のあるところです。單なるその他の方の租税特別措置法とは趣きを異にしておる。すなわち、予約減税というものは米価の一部である、こういう明確な決定のものに今日まで行なれて参つたのであります。ところが、今申しますように、表面的にこれをながめて見ますと、富農政策を廢止して農民一般にこれを均霑させるということはいかにも筋が通るよう聞えるのでありますけれども、現実にこれを見ました場合に、それがために農民に対しても出る法律案と決してこれを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の御立を求める。

ところで、お詫びいたします。漁港法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決して、これを委員会提出の法律案としてお取り上げ下さいまして、本委員会の成案として御採択あらんことをお願いする次第であります。

この予約減税は、必ずしもその目的によっては、農業生産の活性化や農業生産の活性化による所得の増加を意図したものであります。しかし、この予約減税は、農業生産の活性化による所得の増加を意図したものであります。これが農業生産の活性化による所得の増加を意図したものであります。これは、政府はどういう解釈をし、どういふふうに考えておるのであります。
○石田(宥)委員 どうもそれじゃわからぬのです。令長官が言われたような数字を出すには、耕作面積の階層別についての資料の提出を求めたのであります。ですが、食糧庁からこれに対して資料が提出されました。この資料についての質疑をまず長官に行なつておきます。

先般、政府が見ております減税分、いわゆる予約減税分二十三億の内容についての資料の提出を求めたのであります。ですが、食糧庁からこれに対して資料が提出されました。この資料についての質疑をまず長官に行なつておきます。
○石田(宥)委員 私の質問に答えていないのです。私はそんなことを聞いてゐるのはないのです。經營面積階層別、所得階層別の資料、それがなければこの計算は出ないのであります。だから、その資料があつてこれを計算したのか、なくてつかみ勘定でしたのかどうか、こういったことです。

○萱崎説明員 お答え申し上げます。
○石田(宥)委員 お答え申し上げます。
○大和田説明員 お答え申し上げます。
 ただいま企画課長が御説明申し上げましたところの資料三ページの表は総体的に書いてございます。しかしながら、その平均税率をかけてこれをプラスしておけば、それがために農民に対しても出た。これは当然予約減税が廢止になるのだから増税になる。増税にな

ら、その背後にはありますのは、石田委員御指摘の階級別の所得階層別分布状況がございまして、これによりまして税額を計算した、こういうことになるわけでございますが、その階級別分布の状況は、全体的な階級別分布、特に予約減税との関係におきまして今まで適用を受けました農家がどの程度の階層別分布をなしておるかにつきましては、私どもは三十年分のサンプルから推測いたしまして階級別表を作りましたて、これに基きまして税額を計算いたしましたのがこの表でございます。

○石田(寄)委員 そうすると、食糧庁は、大蔵省から計算の数字をもらつて、その数字をうのみにして出したのだ、こういうことなんですか。

○渡部(伍)政府委員 従来は大蔵省の主税局のものをもとに計算した、この点は間違ひありませんか。同じく、この点は間違ひありませんか。

が、この六十万人という数字は一体正しいのかどうか。私どもは、これは六十万八千人と実は記憶しているのですかといふふうな過程でこれを計算したかということ。総税額四十二億といふのは、この配付された資料では四十九億になつてゐるのですが、これは今四十億と訂正されたのですが、それで計算の過程を、明細を伺いたい。

○大和田説明員 お答えいたします。三十四年度の課税見込みを現行の所得税法のもとでやりますと、人員は五十九万七千人でございまして、そうして止しようとして努力している。ところが農林省はなかなか賛成しがたくて今まで及んでいるわけなんです。だから、大蔵省の出す資料が果して公正なものかどうか、僕らは疑いなきを得ないのです、だから、大蔵省の資料と農林省の資料といふものでは、やはりおのずからそこに別個の見解がなされなければならない。それを、予約減税の廃止の際に当つて大蔵省の見解を、その内容的な数字を検討しないで、その結論だけをうのみにしてこの問題を取りましたものを米価に加算いたします場合

から、次の質疑に入ります。そこで、二ページの別紙ですが、別紙に入りまして、「昭和三十一年度の課税実績を基礎として現行所得税法で予約減税のある場合の納稅義務者、総所得額及び総税額を推計すれば納稅人員は六十万人」と言つておるのです

が、この六十万人という数字は一体正しいのかどうか。私どもは、これは六十万八千人と実は記憶しているのですかといふふうな過程でこれを計算したかということ。総税額四十二億といふのは、この配付された資料では四十九億になつてゐるのですが、これは今四十億と訂正されたのですが、それで計算の過程を、明細を伺いたい。

○大和田説明員 お答えいたします。三十四年度の課税見込みを現行の所得税法の改正が行われたのであるから、三十四年ベースは一つの参考として出されるのはいいけれども、やはり平年三十四年ベースでやりますと、人員は五十九万七千人でございまして、そうして総所得金額が千七百九十五億、一人当たりにして三十万円とちょっと出るわけになります。扶養人員は五・一と見ておきます。扶養人員は五・一となつております。ここに書いて資料として差し上げた通でございます。

○石田(寄)委員 そうすると、これは三十四年度で見ているということです。三十五年度で見ておるが、あとの方は三十五年度で見ておるんですね、この点だけを三十四年度で見ただけですか。

○大和田説明員 予約減税廢止に伴いますものを米価に加算いたします場合

に、所得税の分と地方税の分とを一括してやる必要があります。御承知のスでやつたわけであります。

○石田(寄)委員 では、その次に入りまして、三ページでさつきよつと触れておりました。従いまして、三十四年の所得税の減税はやるといつますと約十五億になるわけでございますけれども、三十四年度ベースで所得税予約減税廢止を米価に乗せますと、総額が二十三億ではございませんで十五億程度になります。従いまして、石当り五十円にしかなりませんので、地方税と所得税とを含めて両方を米価に乘せるために、私たちは平年ベースで計算をいたしました。従つて、三十四年度ベースで計算をいたしますと、所得税の減税額が約十五億で、地方税の分はもうすでにやつておりますからゼロといたします。従つて、三十四年度ベースで計算をいたしますと、所得税の分が十億になっております。従つて、三十四年度ベースで計算をいたしますと、所得税の分が十億になつておられますから、合計二十億といふことになります。

○石田(寄)委員 それは、今度は所得税法の改正が行われたのであるから、三十四年ベースは一つの参考として出されるのはいいけれども、やはり平年三十四年ベースでやりますと、人員は五十九万七千人でございまして、そうして総所得金額が千七百九十五億、一人当たりにして三十万円とちょっと出るわけになります。扶養人員は五・一と見ておきます。扶養人員は五・一となつております。ここに書いて資料として差し上げた通でございます。

○大和田説明員 一貫性がないという御指摘をあるいは受けるかもわかりませんけれども、もし三十四年ベースで一貫性を持たしてやりますと、予約減税廢止による米価は五十円になります。これは米価の算定上はなはだ不得

三百万、以上合計いたしまして、人員で五十九万七千人、所得で千七百九十五億、税額で四十二億でございます。

それから、改正所得税法のもとにおける平年ベースで予約減税の廢止前を申し上げます。二十万円以下が、四万六千人、所得で六十五億、税額で約二千万円、二千万円をこえて三十万円未満のものが、人員で十六万七千人、所得で四百二十六億、税額で三億でございます。それから、三十万円をこえて四十万円以下がございますが、これは人員で十万、所得で三百五十億、税額で四億二千万、それから、四十万をこえて五十万以下でございますが、人員で四万八千人、所得で二百十一億、税額で四億二千万、それから、五十万をこえて七十万以下のものが、人員で五千人、所得で八十二億、税額で二億七千万、七十万をこえて一百万円以下のものが、人员で一千人、所得で一百四十九億、税額が九億五千万、それから、三十万円をこえて四十万円未満の分が、二十二万一千人で、所得が六百四十九億、税額で一百五億、税額で九千万円、二十万円をこえて三十万円未満の分が、二十二万一千人で、所得が六百四十九億、税額が九億五千万、それから、三十万円をこえて四十万円以下のものが、人員で二十万円をこえて五十万円未満のものが、人员で五百人、所得で八千万円、百万円をこえて二百万以下のものが、人员で二百人、所得で二億七千万、税額で三千四百萬、二百万をこえるものは、人员で五千人、所得で一千人、所得で五百人、所得で二億七千万、税額で二百万程でござります。合計いたしまして、人员で三十七万七千、約三十八万、所得で千百四十八億、税額で十五億、以上でございます。

○石田(寄)委員 その次に、扶養控除の問題ですが、扶養控除はここでは十五万二千九百円、これは扶養家族数からこれを計算すると、三・七六人になつておるわけですね。これは一体どこのから数字を出してきたかといふことですが、主税局の資料に基づいて計算をしますと、これはそれぞれ階層別で違いますけれども、全国平均で六・六人に

なっているのですね。そうすると、これから経営者一人を除きますから五・六人ということになる。ところが、この計算では三・七六人の計算になるのです。

扶養家族の数をこのように少く見た根拠は一体どこにあるのか。

○塩崎説明員 お答え申し上げます。

現行法で十二万五千七百円となつておりますのは五・一人と計算しております。

扶養家族が、改正法によ

りまして、特例廃止前の十五万二千九

百円というものが四人とい

う計算でござ

ります。廢止後は四・三、こうい

うふうになつておりますが、そのままで扶

養人員は、私どもがさき申し上げまし

ています。扶養控除は階級別に違

ういう意味が加えられておりま

す。そういう関係で、扶養人員が多い

者が相当失格となりますので、結果と

いたしましては農家におきましてもこ

んなような人員となつて現われる、こ

れを引き上げられたといつても、やっぱり

扶養人員というものはそういう数字に

なるはずはないと思うのですよ。これ

はあなたの方から出た資料でも、たと

えばずっとこまかく見ると、一町未満

は五人、二町未満は六・一人、三町以

上は六・七人、これは超早場地帯です

が、早場地帯では、一町未満は五人、

二町未満は六・九人、二町以上は八・

一人ですよ。平均が七・四人ですよ。

以上は七・八人、平均では六・一人で

しょう。それを全国平均で見ても、や

はり六・六、こういう数字になるのです

よ。だから、それを、今御説明のよう

うな規定がございます。その関係で

少くない点があるわけでございまし

て、こういうふうな数字となって現わ

れるわけでございます。なお、おそら

く農家の世帯でござりますので、石田

先生の頭にあるのはもう少し数が多い

のではないかといふお気持だらうと思

います。多くなりますと、むしろ、私

どもの計算では、税負担がどうなりま

すか、なお計算する必要があらうと思

いますけれども、今度の所得税法の改

正が、扶養人員の多い者を救済するの

がその一点、第二点は、御承知の通

ります。

○塩崎説明員 お答え申し上げます。

扶養控除は一体どういう含みがあるのです

か。

○塩崎説明員 税額計算の複雑な例で

ます。総体計算の結果と個別計算の違い

が今先生の言われたところの差異だろ

う、かように思っております。

○石田(寄)委員 それから、次に、差

引課税所得ですが、六万六千五百円、

それから四万三千五百円、こういう計

算になつておるので、これは差引

課税所得というものはゼロになる計算

ではないかと思うのですがね。これは

どうですか。この計算は間違っています

せんか。

○塩崎説明員 総所得金額が三十万四

千四百円でございます。それから基礎

控除の九万、それから扶養控除の十五

万四百円でございます。それから扶養控除の十五

万二千九百円、生命保険料控除の一萬

二千六百円、社会保険料控除の五千八

百円、これを差し引きますとゼロには

ならない。これが課税所得で、これに

対しまして税率が適用になるわけでござ

ります。どういう計算か、先生の

おっしゃる意味はちょっとわかりませ

んで、もし御質問があればお答え

いたします。

○石田(寄)委員 まあ、こっちもよく

計算してみます。そこで、その次の算

出税額の問題ですが、この計算に基い

ても、税額は、現行税法の予約減税の

ある場合で八千二百円ですか、これで

は税率は一二三四%、それから改正

法の場合の五千二百円、これは一一・

九五%、それから予約減税廃止及び米

価加算の場合は一二・三一%ですね。

農家経済の実態調査では、これは三十

二年度は一六・九五%くらいになつて

おるはずだと思うのですがね。これは

農家経済の実態調査なんだから、むし

ろ農林省の関係の人たちがつまびらか

なはずなんですが、これをこういうふ

うに税率をずっと低く見ておるのは、

これは一体どういう含みがあるのです

か。

○塩崎説明員 税額計算の対象農家が

ずっと減れば税率は高くなるというこ

とが常識じやないですかね。それがす

と下るというのはちょっとおかしいと

思ふのです。

○塩崎説明員 私どもは、先ほど申

上げましたように、階級別に計算いた

してありますので、特に作爲したつも

りはございません。そこは、所得の伸

び、あるいは階層、これによると思

ます。必ずしもそういうふうにはなら

ない、こういうところであろうと思

ります。

○石田(寄)委員 それから、資料の四

枚目ですが、註のところの予約売り渡

し分七〇%、保有分三〇%というの

は、僕らの記憶では、昭和三十一年度三千万石と見た場合にこういうペーセンテージが出たので、平年作の場合、特に今度の三千二百万石とした場合のペーセンテージは変わてこなければならぬと思うのです。農家の保有分といふものはもう動かないんだし、そうして収穫量がずっと上つておるんだから、おのずから、保有分は据え置きで、それから売り渡し分といふものは七〇%を上回らなければならないはずだと思うのですが、これはどういう資料で算出されたんですか。

○石田(寄)委員 それから、もう一

点。前のところと関連あるわけですが、対象農家の六万人増という計算、これはずっとみな関連しますので、もう少し詳しく説明していただきたい。

○益崎説明員 先ほど申し上げました

ように、三十二年度から減税いたして

おりますけれども、私どものところに

は三十二年ごろからの課税所得階級分

布がござります。それに対しまして、

所得が、現在失格者になつております

けれども、所得が一割一歩平均上りま

すならばどういうふうに課税対象人員

に浮き上つてくるかということを計算

いたしましてでき上りましたのが、この六万人という数字でござります。

○石田(寄)委員 それから、地方税の

方に入ります。地方税では、総括的に

見ますと、市町村民税の第一方式、第

二方式、第三方式、これについての資料は出ておりますけれども、現在の市町村民税の所得割といふようなものは、この第一、第二、第三方式に準拠するものよりは、むしろ第二方式のたゞ書きが圧倒的に多いはずなんですね。ところが、この第二方式のたゞ書きの試算が全然出でないのです。これはどういうわけですか。

○大和田説明員 差し上げております

資料の五ページをご覧いただきます

と、市町村民税の所得割でいとご

ざいます。ロの「第二方式又は第三方

式採用市町村」の中にたゞ書き

の分が含まれております。従いまし

て、微収率、課税所得に対する税率の

○・〇三・一%というのは、第二方式の

本則とたゞ書き、第三方式の本則と

たゞ書きとをすべて含めての数字で

ござります。

○石田(寄)委員 そうなると、正確な

数字が出てこないのでね。そこ

で、五ページの都道府県民税の所得割

によると一体農民は百円賦課されて九十

三円納めればよいという理屈はどこか

から出でるのですか。そういう理屈が

ありますか。

○大和田説明員 今度の予約減税廃止

に伴います所得税と地方税とを、国、

地方庁と農民との全体の関係で米価に

振りかえているわけでありますから、

国と地方庁との関係で予約減税によつ

て税収に関係する分二十三億をそのまま

米価に振りかえたわけであります。

○石田(寄)委員 それは答弁になつて

いないですよ。それは税金を徴収す

る理事者の立場になれば、中に未納の

ままになつて切り捨てをしなければな

らないようなものが若干出てくるとい

うことはあり得るかもしれないけれど

も、納める農民の立場に立つて、九

三%納めればいいのだというようなこ

とは、いかなる角度からも許さるべき

議論じやないのですよ。これはあとに

もずっと出てきますが、一つ大きな問

題です。

それでは、次の市町村民税の所得割

は、これにたゞ書き方式を加えてあ

るということですが、これはちょっと

すものは、私の記憶している限りでは青森県と山形県だけで、それもたしか九%にはならない程度の数字だと思ひます。百分の八というものは決して過小の数字ではございません。小の数字ではございません。されど、徴収率を〇・九三にしておらぬのですけれども、百分の八大部だという考えは、あとでよく資料を調べます。

○石田(寄)委員 今ちょうど資料を持ち合せておらないのですけれども、百分の八大部分だという考え方、あとでよく資料を調べます。

○大和田説明員 差し上げますと、三千六百七十七の市町村の中で五百十一市町村でござります。

○大和田説明員 お申しますと、三千六百七十七の市町村の中でも五百分の一で申しますと、三百六十市町村でござります。

○石田(寄)委員 これは標準税率を百二十にしておるのだが、実際は制限税率は百分の二十四でしよう。制限税率は百分の二十四でございます。そういふ税率をかけ、そうしてこういう数字になるということも考えられる。この場合、その次の〇・〇三、これはかなり自信のある数字だとおっしゃる。そうすると、十五億といふものにうことはどういう基準からこれを持つておるか。

○大和田説明員 第一方式を採用しております市町村の数は三十三年七月現在で全体の十四%でございます。そうして所得割の額でここにございますように〇・一〇・一%でございます。絶対数で申しますと、三千六百七十七の市町村の中でも五百十一市町村でござります。

○大和田説明員 これは標準税率を百二十にしておるのだが、実際は制限税率は百分の二十四でしよう。制限税率は百分の二十四でございます。三十三年における平均税率でございます。

○石田(寄)委員 これはやはり自治庁の実績ですか。

○大和田説明員 詳しく申し上げますと、昭和三十五年度と申しますが、平年における平均税率でございます。

○石田(寄)委員 これはやはり自治庁の実績ですか。

されました三・九九%の数字、今石田委員の申され
は、総所得に対する税額の実効税率で
ございまして、制限税率とは趣旨が違
うわけでございます。この七・五%と
三・一%あるいは三・四%の差とは関
連がない、——関連がないことはござ
いませんが、実効税率の最高の、たと
えば所得税の最高税率は七〇%となっ
ておりますが、それは五千万円超
七〇%というように、課税所得金額に
対する上積み税率でございますので、そ
の点は第一方式の制限税率とは違うと
いうことを御理解願えれば仕合せかと
思います。

○渕部(伍)政府委員 予算米価はあくまで予算編成のときの仮試算でござります。最終的には六月に米価審議会で三十四年産米の米価が決定されことになりますから、これは本年がこういうことになっておるというわけであります。りませんで、昨年度も、予算米価は一万二百円で、米価審議会では一万三百二十三円、こういうふうにきまつたのでござります。予算編成上いろいろな予算米価をきめることができると思ひます。たとえば前年きまつた通りの予算米価によるのも一つの方法でありますし、本年は、過去の実際の米価、それにペリティを加算して、その他の加算額を出す従来の方式によって予算米価を出しておられます。これが実際の米価をきめるときに非常に制約的な働きをなす、こういうふうに私ども考えておりません。

る。しかるに、政府は、昨年の八月で
すか十月ですか、生産費及び所得補償
方式をとるにはかくかくの問題点があ
る、こういう文書を発表されておる。
これは生産費及び所得補償方式に対する
挑戦だと私どもは言わざるを得ない
のです。それじゃ、パリティ方式に問
題点はないか。同じことじゃないか。
昨年もパリティがどんどん下つてき
て、今年もまた、今、やはりばつは
下りつある。そういうときに、一
体、パリティ方式で米価を算定する
いうことであるならば、少くともパリ
ティといふものの構成を変えなければ
ならないはずなんです。二十三項目、
百六十九品目という農業パリティの組
み方を組みかえをしなければならぬは
ずなんですね。これはしろうとでもわ
かっておるのでですよ。ここ数年来、
二、三年來の物財授下量が著しく増高
して、肥料や、特に農薬の授下量が著
しく増大をしておる。それから、生産
資材も生活物資もかなり内容的に変化
をしておるわけなんです。そのことによ
が、今のパリティだとうと数字の上
に現われてこないのです。だから、そ
れを米価の中に公平に見て現われるよ
うにするには、このパリティの組みか
えをすべきなんです。それを、せん
だつての当委員会における食糧庁長官
なども、きわめてあいまいにしておる
のじやないです。丹羽委員の質問に
対して、御指摘の通りこれは法律でき
まったくのでありまして、私の方ではこ
れを変える考えは持つておりますん、
こういう答弁をしておる。不届き千万
ですよ、これは。常識判断でわかつて
おるでしよう。今僕が申し上げたよう

と生産費及び所得補償方式を加味した
米価を作るにしても、そのパリティと
いうものの組みかえをやつて、その上
に立って米価を算定することが、これ
がもう当然の責任じやないですか。も
う会期今日に及んで、法律の改正案を
これから出すといつても、これは間に
合わないでしよう。これは政府の怠慢
と言わざるを得ない。そういうふう
に、なすべきことをなさず、尽すべき
手段方法を尽さないでおいて、そうし
て今日つかみ勘定で政治米価でいくと
いうこの態度というものは、私どもは
どうしても承認することはできないの
ですよ。今日の時点において長官はこ
としの米価というものを一体どの程度
に考えておるか。また、方式について
は、大臣も出先で新聞記者会見などで
放言をしておるから、これは大臣にも
よく聞いてみなければならぬが、長官
は長官なりで、もうすでに大体の腹は
きまつていなければならぬと思ふ
が、どうですか。

大臣としましては検討中という答弁をなしておるが事実でござります。なぜすぐ採用するということを言えないかといいますと、先ほど御指摘がございましたように、生産費及び所得補償方式をとるにつきましてはいろいろな問題がございまして、たとえば自家劳賃の評価にしましても、一体何を自安にして評価したらいいか、こういう問題は、立場々々によって意見が違ってきます。しかし、法律には、「米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム」、こういふことがございまするので、その場合に、今の自家劳賃の評価にしましても、あるいはその他の各項目の評価にしましても、あるいはまた生産費といふことになりますと、これを調べるには、どうしても過去の実績をもとにして将来を推定するか、あるいは特定の適正規模経営というものをもとにして計算をして生産費を決定するか、その二つの方法くらいが通用いられるものであります。それにしましてもいろいろな問題がございまから、先ほどお話がありました、農林省が「生産費及び所得補償方式についての問題点」というのを昨年の秋出した。それは、こういう問題があつて、これをどうしたらしいかということを、米穀審議会の審議の過程においてもいろいろ注文がございましたから、問題点はここだ、これに対して米穀審議会の委員の方の御意見を承わりたい、こういうことであれを出したのでありますて、私どもの方で生産費及び所得補償方式を探用することについては結論を出しかねておるのであります。そういう問題は、米穀決定の理論

的の問題か、あるいは米価の絶対額の問題か、こういう問題とも関連するのあります。これは非常にむずかしい問題で、ある一定の約束に基いて計算した結果が出ますれば、それが従来の米価なり農家の希望なりに関係なしにそれでいい、こういうものではないと思いまして、あくまでも、従来の経過なりあるいは農民の希望なり、こういう趣旨であろうと思います。従いまして、先ほど申し上げましたように、私の方では、事務の能力の最大限を發揮しまして、生産費及び所得補償方式が採用できるよう、米価審議会においては結論を出したと銳意努力しております。

それから、第二に、パリティ方式を採用するにしても、パリティを計算する場合の品目の相違が相当あるから、それを考慮すべきではないか、こうい

うことはごもっともでございまして、これらの方では、事務の能力の最大限を發揮しまして、生産費及び所得補償方式が採用できるよう、米価審議会においては結論を出したと銳意努力しております。

また、第三に、小作料にするか、あるいは実納小作料にするか、あるいは理諭的な地代論と小作料にするか、あるいは理諭的な地代論と

うようなものについては、これを法定小作料にするか、また労賃部分に

しても、かつては米価審議会においても、これは生産工場であつて三十人以上

の労働者を使うところの労働者の平均賃金というようになっておりました。

たが、それはきわめて困難だということが、金というようになっております。

とから、全都市全工場労働者の平均賃金というようになっております。

試算をもうすでにやっておると思うが、その問題点について試算をして、

そうして、好ましいことは、米価といふものは、年々政治的にきめることでなしに、算術計算でもうだれが計算を

して、でも今の米価のように結論が出るといふ姿が一番好ましい姿なのです。そ

こで、問題点のその要素について、これは政策的に結論をつけておけば、あとは算術計算して米価というものが

出る、こういふ姿が望ましいと思うのです。そういうふうな構想のもとにい

るような試算が行われてしかるべきであります。あると思うのですが、問題点の中できらに問題になるような点がなかなか残つておるのでですか。

○渡部(伍)政府委員 ただいま御質問に出ましたように、労賃の評価の問題、あるいは地代の問題、あるいは生産費及

び所得補償方式をとるかならないかは最終段階でありますとしても、その中の問題点である地代の部分だと、ある

す。

○石田(寄)委員 少くとも、生産費及び所得補償方式をとるかならないかは

いは労賃部分であるとかいうような大きな問題点はもうわかつておるのであります。そういう問題について、地代とい

うようなものについては、これを法定化しないで、基準米価のプラス・

マイナスとして百七十五円という計算

は、ことしほういう評価をしたけれども、来年はこういう評価にしなければいけないのか、こういうことで工合が悪化のではないか。どうしても、一定の方式をきめますれば、それによつては

じける、こういう方式を見出さなければなりません。そうしますと、地代につきましては、ただいま御指摘になりました三方式の一体どれをとつたら

いいのか、あるいはその平均をとつたらいいのか、とにかくそれをきめなければなりません。それをきめた以上は一定の期間はその方式でいくといふことにならぬわけです。それをきめた以上は、地域的に若干の差はありますけれども、私どもの方で、過去の生産費を調べたしまして、いろんな問題点について、こういうふうなことで、こういうふうにとつたらどうか、こういうふうなことをやってみまして、今までの計算では出てきた絶対額が十分御満足がいただけるような試算がまだ出てきません。さらに検討を加えまして、結論に到達したい、こういうふうに考

えております。

○石田(寄)委員 もとへ戻りまして予約減税の問題ですが、これは当時私も三十年の米価決定に参画をしたのでありましたが、この予約減税の石当り千四百円というものの基礎数字は長官も大体承知だと思いますが、こ

の内訳を申し上げてみると、予約格差が百円です。実は予約格差を米価審議会では二百五十円で答申しましたので

す。その二百五十円の予約格差で答申したのに対し、當時河野農林大臣であります

が、百円は予約格差にして、百円は税金引き当分とする、そうすると米価五百円に該当して、それから昭和二十

九年までの各種奨励金の減税に相当する実質的なもの、この非課税分八百円、これが千四百円の基礎なんですよ。従つて、千四百円を課税対象からはずすという法律上の措置というものが

は、もう明確に米価該当分なんです。

そういたしますと、この米価該当分を除くということになりますと、これは

地政的に若干の差はありますけれども、農家に対する非常に大きな増税

が、こういふことになりますと、これが

かなり困る。それで先ほどの資料に

対する質疑を行なつたわけですが、こ

れはほとんど大蔵省の当局の説明でありますとお話を通りでございます。私の方で初めから予約加算以外のことでの予約減税をやめようというつもりは全然ございませんでした。ただ、そういうふうな問題が起きたときに、そういうふうに米価の中に織り込まれてはわけがわからなくなるじゃないか、だから困る

んだ、こういう意見がほかの方でたくさんありました。私が方で、もしか

りに、先ほど来試算をして御説明いたしましたように、予約減税をやめてそ

う問題が起きたときに、そういうふうに

に米価の中に織り込まれてはわけがわからなくなるじゃないか、だから困る

んだ、こういう意見がほかの方でたくさんありました。私が方で、もしか

りに、先ほど来試算をして御説明いたしましたように、予約減税をやめてそ

う問題を處理することはできない、これが相當する分を加算した方が大多数の農家に得であるならば、それはあくまでそういうものとして将来も扱う

といふことでなければ、簡単にこういう問題を処理することはできない、こ

ういう意味で取り組んでおるのでございました。従つて、その際には、最初にお話がございましたように、そもそも予約加算の決定の由來から、むしろ現

在の食管制度を健全化するためには予約制度をもつと推進しなければならない、そうなれば予約加算の額をふやす

た方がいい、こういう当初の議論に返つてきただけでございます。額はちよつ

と違いますが、四年間の経過で、私

の方としてはむしろもつとラウンドで二百円なら二百円の方がすつきりますが、税の見合いでいうことでござりますから、七十五円というものを加算いたしまして、合計百七十五円はあくまで加算分、この点は大蔵省も苦心してこの問題に取り組んでおるのでございます。

○吉川(久)委員長代理 足鹿委員の関連質問を許します。

○足鹿委員 最初に、先ほど予約減税の資料の説明を聞いたのですが、大蔵省にちよつと伺います。去年もこれが問題になつて、去年は一応流れました。そのときに、私より資料を持っておりませんが、大蔵省から資料をもらつたと思うのですが、その昨年の場合と、本年の示された二十三億という数字は変わりはありませんか。昨年と対比してどういう状態ですか。昨年の資料があつたら簡単に対比して説明していた○藍嶋説明員 ただいま、昨年提出いたしました資料は持ち合わせております。せんけれども、おそらく、足鹿先生のおつしやられるのは、昭和三十三年度におきますところの租税上の特別措置による減収額一覧と今度の減収額との関係だらうと思います。私どもは、御存じの通りに、毎年適用されますこの税法によつて計算いたしておりますので、そういう関係の違い、それと、もう一つ違がり出るといつたしますれば、所得の見方によるところの違い、かようだと思ひますが、私どもの基本的な考え方いたしまして、基礎数字が変わるのはすらない、こういうふうに思つております。なお、今数字を

確かめまして、あとで御説明申し上げたいと思います。

○足鹿委員 あとで一つその点をお示さないといふと思います。

生産費・所得補償方式は検討中、こ

ういうことなんですが、私どもがはたから見ておりますと、パリティが下つた、従つて一万二百五十円ちょっとを

もしれぬ、そこで一万二百五十円を目途として所得補償方式に切りかえたらどうかといふうに受け取られるので

生産費・所得補償方式といふものは、そういう事務当局の申請によって認められるべき筋合いのものではないと思

う。あくまでもこれは、私どもが米価審議会におつたころに、学界その他で

権威ある方が検討され、正式な答申となつて、その算定方式といふものは

ちゃんと明らかに成規のものができておるはずです。ですから、当然、一つの算定方式ができますならば、それが一万一千四百八十円、こうなるのだ、こ

ういう要求がございます。昨年も米価審議会に農林省は、パリティ方式で計算したもの、八〇%バルク・ラインを引いた生産費のものを出したました。そ

れは生産費方式によると九千三百三十円という数字が出ております。その

関係を考えてみると、農業団体等で

出されたのは、調査農家戸数も少ないし、その分布も必ずしも適正であるといふわけにはいかないだらう。私の方では、二千数百戸の農家を、これは農家の各様に散布しまして調べております。それによつて、二千五百戸の間に

は、二千五百戸の間に、二千五百戸の間に立つて生産費及び所得補償方式と、それが、一面において統調その他類推するということは無理が生じてくるのを打ち立てていく、こういふ筋道のものでなければならぬと思いますが、その点の基本的な態度はどうですか。

○渡部(伍)政府委員 生産費・所得補償方式によれば、農業団体等から、一万一千四百八十円、こうなるのだ、こ

ういう要求がございます。昨年も米価審議会に農林省は、パリティ方式で計算したもの、八〇%バルク・ラインを引いた生産費のものを出したました。それは生産費方式によると九千三百三十円という数字が出ております。その関係を考えてみると、農業団体等で出されたのは、調査農家戸数も少ないし、その分布も必ずしも適正であるといふわけにはいかないだらう。私の方では、二千五百戸の農家を、これは農家の各様に散布しまして調べております。それによつて、二千五百戸の間に立つて生産費及び所得補償方式と、それが、一面において統調その他類推するということは無理が生じてくるのを打ち立てていく、こういふ筋道のものでなければならぬと思いますが、その点の基本的な態度はどうですか。

○渡部(伍)政府委員 私の方では、先ほど申し上げましたように、二千五百戸、年によつて多少違うのであります

が、二千五百戸から二千五百戸の間に生産費の最低は二千円台から最高一万五千円台まで出てくるわけです。これを全農家を生産費の順に配列いたします。そうしますと、生産費の最低は二千円台から最高一万五千円台まで出てくるわけです。これには非常にいろいろな理由がございます。これは地方によつて非常に集約的などころはコストがよけいかかっています。それからまた、農家によつても、非常に粗放な農家は反対は少ないので

どもコストは少ない、こういう状況になつております。そこで、昨年度計算いたしましたのは、それを八〇%のところで上下二・五%の範囲で農家を選定しまして、百数十戸の農家がいわゆる八〇名ラインの農家、それを五名の幅で農家数を出してあります。それが百数十戸になります。その平均生産費をもとにしまして、それに地代の評価、労賃の評価、資本利子の評価、いろいろな問題を最も有利になるように、ただしそれは常識の範囲内で、——たとえば製造業の労賃といつても、ピンからキリまでございます。製造業全規模の労賃をとつてみましても、九千三百三十五円にしかならなかつたのでござります。これではどうい満足を得ることはできない。さらに、このバルクラインに並ぶ農家の数を、その実態を累年比較してみると、同じ農家がバルクの線にとどまるのは非常にわずかでございます。ことし八〇%のバルクの中に入つておつた中で、来年も八〇%のバルクの中に入る農家は一割か二割の間くらいしかないわけです。ですから、農家は年によつても生産費が非常に進つてくる。生産費そのもののとらえ方、これに問題もあるのでござります。抽象的には、かかつたものをペイする方式だから、生産費及び所得算しようということになりますと、非補償方式は非常に合理的なようでござりますけれども、いざ實際にこれを計算するなどあるのでござります。そういう問題を、やはり先ほどお話をありますようにある目標をきめでそれに合わすように計算するのでききないのであります。ある一定の理

論に基づいて、その上で考慮事項といふものを考えなければいけないのでござりますが、そういう計算方式そのものには、やはりもつと学者なら学者、あればならない、こういうふうに考えております。
○足鹿委員 長官、私の聞いているのは、その資料は充実整備しましたかと伺うのですよ。どういふうに整備しておるか、それがあればそれをいただけみたい。從来あなた方が生産費及び所用補償方式というものに切りかえができます。その大きな理由はそこにあるのか、これは大事な問題ですよ。それにはあくまでも公開をして、そして、農業団体や農民団体またはわれわれも重々意性が強いものだ、こう言われる大関心を持つておるわけですから、その資料に基いてやらなければ、これはあくまでも公開をして、そして、農業団体や農民団体またはわれわれも重々意性が強いものだ、こう言われるところになります。それを私は聞いておるのですよ。

○渡部(伍)政府委員 これは、問題をはつきりするためには、やはりもつと詳しく述べ基いて御説明した方がいいと思ひますから、資料を準備します。
○足鹿委員 それでは、大臣がおいでになつたから、もう一点、生産費、所得補償方式で一本筋を立てる、しかしそれだけでいいとは私は言つておらぬ。その際はあくまでも総合米価主義を貫くのですか。その点だけは、大事な点だと思いますから……。どうするのでありますか。

○渡部(伍)政府委員 ちよつと、総合米価主義というのは、よくわからないのですが……。
○足鹿委員 今までわれわれは、いろんなパリティで一應出して、それに早前中から石田君が問題にした予約減税七十五円は加算するというのや、そういふようなものを一切がっさい含め得補償方式といふものに切りかえができます。従来、あなた方も総合米価主義だとよく言つています。だから、この生産費・所得補償方式に切りかえた場合には、総合米価主義でいきたい。従来あなた方が生産費及び所用補償方式といふものに切りかえができます。その大きな理由はそこにあるのか、これは大事な問題ですよ。それにはあくまでも公開をして、そして、農業団体や農民団体またはわれわれも重々意性が強いものだ、こう言われるところになります。それを私は聞いておるのですよ。

○渡部(伍)政府委員 これは、特別価格でありますと、申し込み加算金とか、等級間の格差、これは当然考えなければいけない。むしろ、最近の問題になつておりますのは、たとえば終戦直後モチについて非常に加算をつけております。ところが、最近ではモチを食べていただけないので非常に弱つてあります。ところが、最近ではモチを食べていただけなので非常に弱つてあります。従つて、こういうものはもうモチ加算をやらないでもいいのじやないか。そのかわり、早場農業經營の改善から、早期栽培の米の早場の奨励金をつけるとか、あるいは、やはり消費者の嗜好から言つて、味の問題を加味した格差、そういういろんな問題は、将来とももと検討を加えて、つけるものはつける、出するものは出す、こういふうにしたいと考えております。

○石田(省)委員 農林大臣に伺います。農林大臣は昭和三十年來とり来たつたところの米の予約減税を廃止する方針であると言われておるのであります。それが八百円、それで千四百円というこの奨励金が、これがやはり税の対象外とされておつたわけでありまして、そのための百五十円を、これを百円にして格差二百五十円という米価審議会の答申が行われましたが、ところが、そのうち百円は予約格差とし、それから、あと百五十円を、これを百円にして格差二百五十円というものを税金の額で百円といふことにしてほしい、こういふうことで、それが米価五百円に相当するということで、これで六百円、さらには昭和二十九年までのいろいろな奨励金が、これがやはり税の対象外とされてしまうことと、それが米価五百円に相当するということで、これで六百円、それが八百円、それで千四百円といふことになつてしまつて、千四百円といふことは全く米価の一部だ。その米価の一部である予約減税を本年から廃止に

算委員会等の答弁においては、どうも予約減税の恩恵に沿する者は一部の富農層だけだ、ことに所得税法の改正が行われるとますます部分的なものになります。

○三浦國務大臣 石田君のお尋ねでは、昭和二十九年までのいろいろな奨励金が、これがやはり税の対象外とされてしまうことと、それが米価五百円に相当するということで、これで六百円、それが八百円、それで千四百円といふことになつてしまつて、千四百円といふことは全く米価の一部だ。その米価の一部である予約減税を本年から廃止に

されると思ひます。ところが、税制の改正のものとおいても、なお二

年前

は、数年前からこれを整理するとい

はだしきに至つては税金は課税額の九三%見ているのです。百円の税金の徵収令書がきたところへ九十三円納めることで済むなんていう一体日本の徵税の方式がありますか。これは一事が万事ですよ。それで、予約減税の内訳の答弁といふものは、ほとんど大蔵省当局がやつておるのです。それほど農林省は不勉強なのです。この大蔵省からあげられた数字だけにみな乗つてこれをやつておる。大蔵省に引きずられたものと言つても過言ではないのです。これは、もちろん、予約減税の措置といふものは、昭和三十年から三十二年までですが、これは議員立法で行われておる。昨年と一昨年分が政府提案で行われたけれども、これは、一つ大臣は再検討をして、そうして場合によつたら議員提出立法で温存するよう日に努力する責任があると思うのですがどうですか。

○三浦國務大臣　ただいまのところは、原案の通りにとり進めたいた、こう考えております。

○石田(君)委員　これはあとでよくお聞き下さい。そこで、予約減税分を米価にプラスする、こういうお話をすければ、実は算定方式が今日まだ明確でないのです。それで、予約減税該当分を基準米価にプラス・アルファとして温存するのだ、こう口先では見えれども、現実にそれが行われるかどうかということは、米価算定方式が確立しない限りナンセンスなんです。

だから、先ほど私が指摘したように、七十五円は予約減税該当分を米価にプラスしたんだ、こういう説明をしておるけれども、去年の決定米価よりも本年度の予算米価は七十三円低くなつて

おる。かくのごとくに、その米価に該当すべき予約減税分が零散発生してしまう。米価値下げになつてしまつて、それでいかなければならぬんだ。その理由は私はないと思うのです。一体申し上げたように、大企業の方弁といふものは、ほとんどの大蔵省当局がやつておるのです。それほど農林省は不勉強なのです。この大蔵省からあげられた数字だけにみな乗つてこれをやつておる。大蔵省に引きずられたものと言つても過言ではないのです。これは、もちろん、予約減税の措置といふものは、昭和三十年から三十二年までですが、これは議員立法で行われておる。昨年と一昨年分が政府提案で行われたけれども、これは、一つ大臣は再検討をして、そうして場合によつたら議員提出立法で温存するよう日に努力する責任があると思うのですがどうですか。

○三浦國務大臣　ただいまのところは、原案の通りにとり進めたいた、こう考えております。

○石田(君)委員　これはあとでよくお聞き下さい。そこで、予約減税分を米価にプラスする、こういうお話をすれば、実は算定方式が今日まだ明確でないのです。それで、予約減税該当分を基準米価にプラス・アルファとして温存するのだ、こう口先では見えれども、現実にそれが行われるかどうかは、米価算定方式が確立しない限りナンセンスなんです。

○三浦國務大臣　これはあとでよくお聞き下さい。そこで、予約減税分を米価にプラスする、こういうお話をすれば、実は算定方式が今日まだ明確でないのです。それで、予約減税該当分を基準米価にプラス・アルファとして温存するのだ、こう口先では見えれども、現実にそれが行われるかどうかは、米価算定方式が確立しない限りナンセンスなんです。

おる。かくのごとくに、その米価に該当すべき予約減税分が零散発生してしまつて、その理由は私はないと思うのです。一体申し上げたように、大企業の方はどうですか、租税特別措置法で八百億もちゃんと減税をやつておるじゃなければならぬんだ。それは何年か露骨にやないうまでも、確かに自民党が資本主義の政党で大企業に迎合しながらは口が下手なものですから、説明もどうか知りませんけれども、往々に申し上げたのであります。いかに国民党が資本主義の政党で大企業に迎合しながらは露骨じゃないですか。露骨過ぎますよ。この米価というものは農政のシンボルなんです。米価のきまり方だけが、これが露骨じゃないですか。そこには、次に伺いたいのあります。そこで、次に伺いたいのあります。そこで、次に伺いたいのあります。そこで、次に伺いたいのあります。そこで、次に伺いたいのあります。

○三浦國務大臣　事務局に調査を命じておりますから、事務局はそれをこれにて調査研究しているものと私は了解しております。

○石田(君)委員　ところが、生産費及び所得補償方式については今申し上げたように多くの問題点があるということが、御承知になっております。

○三浦國務大臣　事務局に調査を命じておりますから、事務局はそれをこれにて調査研究しているものと私は了解しております。

○石田(君)委員　これは、パリティ米価でいきたい、こう言っており、あるいは予算委員会に出たり、また地方の新聞記者会見などで、いろいろなことを言つておる。当初は、パリティ米価でいきたい、こう言っており、あるいは予算委員会に出たり、また地方の新聞記者会見などで、いろいろなことを言つておる。ところが、二月二十八日の名古屋における新聞記者会見では、パリティ米価に生産費及び所得補償方式を加味してやりたい、こう言つておる。ところが、二月二十八日の名古屋における新聞記者会見では、近代的進歩的な算定方式をとるなど、かくこと言つておる。あとでは、パリティ米価に生産費及び所得補償方式を加味してやりたい、こう言つておる。ところが、一体近代的進歩的な算定方式とは何ぞや。

○三浦國務大臣　地方に出ました際には、近代的進歩的な算定方式をとるなど、かくことを言つておる。ところが、率直に申し上げますと、農林省等におります記者団はよく事情を知つており、大臣よりも知つておるくらいですから、打てば響く程度の了解があるのですけれども、地方の方々になりますと、必ずしもこれがよく理解されおらぬということで、私は別段新しいことを申し上げたではないのであります。いかに国民党は口が下手なものですから、説明もどうか知りませんけれども、往々に申し上げたではないのです。それで、われわれの説明さえ正しく了解を受けないために、御指摘のような誤解を生ずることもあるうかと思うのでござります。私は別段新しいことを申し上げたではないのであります。いかに国民党は露骨にやなうかと思います。それが露骨にやなうかと申しますと、こう言つておる。とにかく手堅いものですから、説明もどうか知りませんけれども、往々に申し上げたではないのです。それで、われわれの説明さえ正しく了解をして、われわれの説明さえ正しく了解をして受けないために、御指摘のような誤解を生ずることもあるうかと思うのです。

○三浦國務大臣　私は、三十四年度の御指摘の理解があるのですけれども、地方の方々になりますと、必ずしもこれがよく理解されおらぬということで、私は別段新しいことを申し上げたではないのです。それで、われわれの説明さえ正しく了解をして、われわれの説明さえ正しく了解をして受けないために、御指摘のような誤解を生ずることもあるうかと思うのです。

私は、三十四年度の御指摘の理解があるのですけれども、地方の方々になりますと、必ずしもこれがよく理解されおらぬということで、私は別段新しいことを申し上げたではないのです。それで、われわれの説明さえ正しく了解をして、われわれの説明さえ正しく了解をして受けないために、御指摘のような誤解を生ずることもあるうかと思うのです。

の統制は存続する、こういう建前をとつておりますね。しかし、統制は存続するといつても、実はこれは農民にも責任はありますけれども、もう前年來秋田、山形、新潟の一部においては政府に売り渡すよりも安くやみ売りを相当量行なつておるわけです。一体これはどこから来たものか。御承知の通り、これは、農民が課税の重圧を免れることは、度々予約減税といつものがなくなり、そして予約格差といふものもなくなるとすれば、そういうところからこの統制をくずしていく、こういう危険があるのです。だから、私は、そういう面から言つても、この予約減税該当分というものはあくまで米価の外ワクで温存すべきものであると思う。この点は大臣もはつきり認識しておいてもらわなければならぬと思うのです。そうでないと、口先だけで統制を存続しますなんて言つたって、それは政府だけの責任でないと思ふ。この問題は非常に重要なことです。

それから、次に、さきに食糧庁長官は、時期別格差等についても検討を加える必要があるということを答弁されておるのであります。この時期別格差の問題は予約減税との関連においては石当り二千円、十月一日から十月十日までに売り渡したものについては石当り一千八百円というふうに、非常に大きな額が課税対象からはずされておるわけです。この時期別格差といつもの場合は、食糧事務局は窮屈した際において早出し米とし相当量行なつておるわけです。一体このことを承知の上でやみ流しをしておるのです。ところが、今度予約減税といつもの対象からはずされると、これに伴う税金が縮小しようとした。しかし農民の反撃にあって、これをまた一応もとへ戻したい。

○三浦国務大臣 昨年の経緯は今おつしやったよなこともございましたが、本年はやはり従前の通りなことに取り進めたい、こう考えております。そこで、先ほど足鹿君からの質疑の中にもありましたように、年々の米価は、パリティ米価にしろ、あるいはパリティ米価に生産費及び所得補償方式を加味するにしろ、いずれにしても、一応のめどをきめて、そしてその資料に合せるよう努めます。これがいい悪いは別ですよ。別だが、それが二十億円というふうに提出してござります。なお、そのときの地方税の見込みでございますが、地方税の資料につきましては提出はございませんで

○石田(脇)委員 以上申し上げたような点について、食糧庁長官ともいろいろ話をしたから、大体の構想はわかっていますが、その結論としては、政府はまだ何らその腹案を持たないということがあります。白紙の状態だといふことであります。長い間官は明らかにしておるわけです。この白紙の状態のもとにおいで、これからおそらく六月上旬くらいに、少くとも植付開始前に決定をするという建前のわけです。今の予約制度といふものは今、このところ全く白紙の状態だということは、農民に対して非常に不安の念を与えておるわけです。私はこの問題は非常に重要なことです。そこから墓穴を掘つていつつ統制をくずす結果になる。こういう意味で、それは政府だけの責任でないと思ふ。この問題は非常に重要なことです。

○三浦国務大臣 これはどうも軽々に予断すべきじゃないと思いますから、その時期に材料等を整備しまして、そして、従来の米審の経緯、同時にまた皆様の御意見も十分に参考して、そして整備した上に六月に提案するということになれば、これは慎重を欠くところではないか。この問題については、これまでのところ全く白紙の状態だといつことは、農民に対しても非常に必要な構想がまとまるのか、見通しはどうですか。

○三浦国務大臣 米価の問題につきましては、これを出して下さる農民諸君にあらかじめ予告する制度はとつておらずのでござります。ただ予算米価について、米価審議会の意見を公式にもある程度の運営がありますので、なまお自治庁と連絡いたしてみます。

○足鹿委員 それでは、その上でつこうでございます。
農林大臣に、今同僚の石田君から質問がありましたが、その点について、一点だけ伺つておきたいのです。従来の米価審議会の運営というものが、消費者米価をきめる場合、また予算米価について、米価審議会の意見を公式にもある程度の運営がありますので、なまお自治庁と連絡いたしてみます。

○吉川(久)委員長代理 足鹿委員の質問に対する回答を述べます。ただ予算米価については、非公式にも求める機会があつたのですが、そのうちの運営は、大体暮れの十二月になつて米価を期すべきものだと思うのです。現在算定方式が問題になつておりますが、私は、米価審議会の運営によつて決定されるべきものだと思ふ。現在は、米価審議会その他の運営によってこれを補完すべきものではないかと私は思うのであります。そこで、大臣は、六月ごろにやるかそれまでにやると、至つてのん気なことを言つておられます。そういうものではない。米価決定方式とにらみ合せて、や

はり米審という正規の機関は尊重されるべきである。その運用についても十分配慮るべきだと思うのです。私が聞くたいのは、決定方式について何らかの考え方を持つておられるかどうか、その有無。それがないとするならば、米審その他の運用によってこれを補完していく構想ありやなしやという点を伺つておきたい。私は、この決定方式についてもつと突っ込んで検討をするべきものだという立場からこの御質問を申し上げておきたい。

○三浦國務大臣 御質問の決定方式といふのは、予算米価の決定方式でございましょうか。

○足鹿委員 そうです。

○三浦國務大臣 わかりました。理屈は私決して申し上げませんが、予算の編成は、これは政府の責任でございますから、各般の事項を取り入れて予算を組んでいることは申しますがございません。ただ、従来先例としてあつた、こういうことでございまが、いかのような事由で立ち消えになつてきたり、これまで私よく存じません。私も一度米審の委員をしたことになりますけれども、そういうことをしたことはございません。次に、これは米審の運営とも関連することですがございますが、私が昨年相当苦境に立つたから申し上げるわけではございません。従いまして、ほんとうにこれが純粹の米審の審議いく、正しい意味での皆様の学識経験が如実に出るようになります。従いまして、ほんとうにこれがよくな運用も期待するわけございませんが、運用のことにつきまして、

今の問題等につきましてもなお考究すべきである。その運用についても十分配慮されるべきだとお思ひます。(「進歩的だ」と呼ぶ者あり) 進歩的だということを聞いておきたい。私は、この決定方式についてもつと突っ込んで検討をするべきものだという立場からこの御質問を申し上げておきたい。

○吉川(久)委員長代理 午前の会議は申上げたのを、そう取られたんだらうと思ひますが、あわせてこの点を御承願いたいと思います。

○吉川(久)委員長代理 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分より再開することとして、これにて休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

○吉川(久)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

酪農振興法の一部を改正する法律案及び飼料需給安定法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を続行いたします。永田亮一君。

○永田委員 昨日の質問の残りを少しお聞きしておきます。

十九条の三のところでありますが、組合等が当事者となる契約等についての勧告の点であります。農業協同組合あるいは農業協同組合の連合会が生乳なんかの取引契約の当事者の一方となつて協約を行う、この問題であります。従いまして、ほんとうにこれは牛乳の販売についても、交渉の前にまたは交渉に当つてその販売事業を行ふものということにするのがいいと思うのであります。事実は全般連絡等もそういう研究をしておられるわけであります。

第二点は、御指摘の、「生乳等の取引の公正を確保するため特に必要がある」と認めるときは」というのは、本来一応自由取引のための自主交渉を原則としておりますので、万一意見が合わなくて紛争の生じた場合は、従来より拡大した紛争のあつせんまたは調停の規定を二十二条以下に規定して、目的を達成する限りにおいては、現状では何が一番適当であるかということを考えませんで、近き将来を見通します。しかしながら、その間のことを申立てたときには、受ける乳業者に対しても、とにかく、生産者団体が言つてこそ、そこでいたずらに勧告を出すことなくして、生産者団体は、従来よりは、生乳の販売について乳業者と団体協約を結ぶ、この点は、個々の農家は今まではどうしても乳業者に比べるところ不利な立場にあつた、個々別々の力が弱い立場にあつたと思われるのですが、生乳の販売について乳業者と団体協約を直接または間接の構成員とする

見て、こうることは望ましいことだと思えるわけであります。それで、この組合員である農家の生産する牛乳の販売は、生産者団体やその連合会が共同販売する売買の取引契約を結ばうとするところ、勢いこういうケースがあえてくると思うのであります。この場合に、これからあと酪農がだんだん盛んになって参りまして、生産者が増加していくと、勢いこういうケースがあえてくると思うのであります。この場合に、この初めに出された、いわゆる最終案としてわれわれが見せてもらったものでは、この生乳の取引契約または団体契約を締結したり変更するための交渉を乳業者に申し入れた場合に、農林大臣あるいは都道府県知事がその交渉応諾を勧告するということであつたようではあります。それが、出されたものを見ると、特別に必要がある場合といふただし書きのような条項が入つておられますか。後退した理由について御説明を願いたいと思います。

○安田(舊)委員 十九条に関する永田先生の御質問にお答え申し上げます。

あの作成に当りましてのいろいろの研究につきましては、前進、後退といふことを考えませんで、近き将来を見通します。多少食い違いますことは、これで、乳業者間には同種の規定もございます。多少食い違いますことは、これは交渉に応する旨を勧告することでありますが、それらの理由でございません。締結に關して勧告できるということがあります。

○永田委員 その特に必要があると認めると、そのときは、本来農業協同組合が農業協同組合の連合会が生乳なんかの取引契約の当事者の一方となつて協約を行う、この問題であります。従いまして、ほんとうにこれが牛乳の販売についても、交渉の前にまたは交渉に当つてその販売事業を行ふものということにするのがいいと思うのであります。事実は、生産者団体法はそうではなくて、乳業者間には同種の規定もござります。

○安田(舊)委員 そのときに農林大臣または都道府県知事が勧告をして、乳業者の方でそれにも、とにかく、生産者団体が言つてこそ、そこでいたずらに勧告を出すことなくして、生産者団体は、従来よりは、生乳の販売について乳業者と団体協約を結ぶ、この点は、個々の農家は今までどうしても乳業者に比べるところ不利な立場にあつた、個々別々の力が弱い立場にあつたと思われるのですが、生乳の販売について乳業者と団体協約を直接または間接の構成員とする

は動き出せる、こういう意味で適正化したつもりでござります。この規定は、生産者団体やその連合会が共同販売する売買の取引契約を結ばうとする場合と、共同販売を団体がじかにいたしませんが、構成員のために団体協約を締結して数量とか価格とか受け渡しを規定する趣旨でござります。参考にいたしましたのは中小企業団体法でございまして、中小企業と大企業との間では、乳業問題、取引問題に問題がない点であります。これは修文の点のこ

とでござりますが、漫然とものようになりますが、その事業を行なう農協が行うことが適当であろうということに変えます。

○安田(舊)委員 これがなくとも紛争のあつせんのとき

○永田委員 それでは、その二十条についてちょっと御質問申し上げます。が、紛争のあっせんまたは調停、これが当事者の申請によって知事が行うものとされておる。しかし、重大な影響があると認めたときは、農林大臣がみすからやるか、または中央の生乳取引調停審議会の意見によってやるといふように書かれておるのであります。が、今までこの醸振法ができてからずっと見ておりましても、なかなかこれがうまく行われておるようには見えないであります。この法律が制定されたのは二十九年であります。が、間もなく二十九年の秋ごろに乳価値下げが行われ、これに対して酪農民があつたのが、しかし、地方でこれを調停する自信がない、また乳業者があつせんのボイコットもあつて、こういうものがいつも行われておらなかつたよう記憶しておりますのであります。それは、きのうも申し上げましたけれども、地方では解決ができない。酪農業が非常に全国的に大きく発展して参りましたために、地方の工場長なんかはとても権限がなくて解決ができない。結局東京へ持ってきて大会社などでも重役会にかけてやらなければはどらない、こかつたようあります。去年の秋の不況のときにも、またあっせん申請を茨城県とか香川県とかだぶ行なつたようあります。従いまして、こういうことは地方の調停を第二義的なものに考え、

○安田(善)政府委員 御指摘の点は二点の問題があると思いますが、これは、生乳取引に関する契約が田滑にまとまるか、双方にそう不満がないにまとまるか、双方にそう不満がないにまとまるかといふこと、あるいは販売に妥協にする円満にまとまるかといふことです。生産者側、乳業者側、また、乳業者が製品にする上について、あるいは販売に関するそれをとりまく経済事情等、強弱とか、日本の経済事情とか、そういう問題がいろいろあると思いますが、もう一つは、やはり制度の建前の問題があると思います。従来は、発達の過程で、乳業会社がなるべく小単位に、普及奨励をするかわりに取引を個々または小さいまとまりで、その間で取引をしようとしておったことなどもあつたり、また、直接代金授受をするときに、一般的規格がきまつて相場が定期的にでも立つというようないましまして、都道府県ごとに生乳取引調停委員会を置いて、その意見を聞いてやることになりました。

その次の点は、大メーカーが全国的な組織をもちまして各地の酪農家から生乳を買いまして、実情は、目下のところは、同じ会社が地区ごとに違う乳価を操作して一応集まつておるのであります。その程度がどの程度であります。その程度がどの程度でありますかといふことはいろいろいる問題があると思いますけれども、乳製品を必要とする地域とか大都会に近い市町を中心とする地域で、同じあるAという会社が乳業会社であります。あるいは全酪連であります。大体において地域格差がある程度ついておるのであります。従いまして、その大メーカーの全国的なものを相手とする場合でも、紛争が都道府県内に起きた場合においては、まず第一は、これは単なる知事といふよりは法に基く機関としての知事だと私どもは解釈しておりますが、これがますますづつてくれる、努力をしてくれ。従来はあっせんと調停との他の提供しなくていいませんけれども、自分があつせんまとまる

してこれでやつてまとめてもらいたいと思います。が、第一点は、従来は、都道府県知事が、紛争の事件が起きることにあつせん委員を任命しまして、その人をしてやらしめるということになつております。あっせん委員は公正である人であればあるほど、候補者名簿が事前に用意されましても、何なく逃げがちのようでございます。工具がない場合をあつせんといつておるが、必ずしもそうしなければならないと思います。が、こういう点について御意見を伺いたいと思います。

○安田(善)政府委員 御指摘の点は二点の問題があると思いますが、これまでおる報告は全國に六件法規で取り上げたことがあります。まとまりましたのは神奈川が一件だそうでございます。事實上はいろいろあつたと思います。それを今日は知事にやらせました。その職務を執行できる。委員の任命を辞退できないといふうでござります。それを今日は知事にやらせました。まとまりましたのは、予算もとのいまして、都道府県ごとに生乳取引調停委員会を置いて、その意見を聞いてやることになりました。とりましたが、さらに、一次的には知事であれは常規的に必ずおっておりましたが、さらには、二次的には知事が行つてはいけませんが、最近の法律の文例のようだという内閣法制局の御意見もございましたので、あつせんとこの法文においても、本省が都道府県と協力をする、こういうふうにしておるのです。地方自治法等によりますと、これは国の機関の知事とありますので、やるべきことをやらないのは、別途本省大臣から、やるようにという訓令といふか指示といいますか、それをいたすつもりでございます。それで、農林大臣が知事に向つて必要があるときには助言、資料の提示、その他必要な協力をする規定を置きました。この法文においても、本省が都道府県と協力をする、こういうふうにしておるのです。地方自治法等によりますと、これは農林大臣が御提案を申し上げておる趣旨と、御対する説明はそういうわけであります。御提案を申し上げておる御質疑にござりますが、三名を調停員として指名をして調停を行わせる場合の大臣がおるけれども調停員に行わせる、調停員に大臣は行わせねばならぬ、そういう規定にして強化をいたつもりであります。

○安田(善)政府委員 それも御意見かと思いますが、ある程度返扱いが続ります。でも、あとで当事者間で満足できあつせん調停をしたけれどもうまくかない場合には、ある一定の日を限つて、一定の日時がたつたら自動的にこられは中央でやるのだ、こういうふうにきめたらどうですか。

○安田(善)政府委員 それも御意見かと思いますが、ある程度返扱いが続りますから、それがあつせんまとまる

かかるいは調停案をのんがまんをしながら現状を是認する、将来を期する、そういうことになるわけあります。取引自身は、たとえば受乳の拒否ですとか、これは生乳の性質がそうあります。わざと腐りやすい状態において知事があつせん調停をしないでござりまするので、地方府の事情もござります。これはやはり情報を知事からは必ずとり、業界からは御要望を聞くわけない、こういうことはよくないと思いまして。このことでございましょうが、裁判上権利義務を時効で消滅させるとか、そのうことよりは、やはり一時紛争が起きて、長期に合理的に公正に取りをしてもらう仲であることも考えまして、あまり期限を明確に切りますと、わけだということにもなりますから、運用でよろしくいきたいと思つております。

○永田委員 それでは次に移りますが、酪農振興基金の問題をちょっと伺つて終ります。

○久保田(豊)委員 まず農林省当局に載せておられないでござります。

○丹羽(兵)委員長代理 久保田豊君がその上にいろいろのことやろうと

いう考え方のようであります。製品を買上げたり保管したり売り渡したり、

ここで拡大をするとということはどうか、という意見が非常に多いようあります。こういうような融資保証以外のい

るいろの仕事をするのであれば、別の何か機関を作つて、これに基金が必要

が、こういうことは、たとえばアメリカのCCCのようなものにまかせると

か、あるいは現在の農産物価格安定法でやるのがいいか、こういう点と関連して当局のお考えを聞きたいと思いま

す。

○安田(善)政府委員 第一には、御審議をいただいておりまする酪農振興基

金に関しまする規定は、第二十四条の四でございまして、これは、予算案で

も御審議をいたしましたように、一般会計予算では三十四年度は七万五千石相当分の乳製品を金利倉敷を政府の補助で計画的に保管をするという予算が計上してあるわけであります。時の事情に応じまして、一般会計予算では

足りないとときは予備費等の措置を講ずることが生ずるかもしれないことはもちろんであります。しかし、いろいろ

案を変えたので、研究中の案を仄聞されたためかと思いますが、二十四条の四是、乳製品の買い取り、保管、売り渡し等の措置の買い取り、売り渡しの

行為を実は今回は規定してございません

。このたびの改正を見てみますと、われが初めに作ったこの設立の性格か

らだいぶ離れてきておるのではない

が、融資保証のみを業務とすべきもの

がその上にいろいろのことやろうと

いう考え方のようであります。製品を買上げたり保管したり売り渡したり、

ここで実行できますように、その保管計画実施のために必要な債務保証計

画を作成して農林大臣に提出をしなければならないということを規定してお

りますが、この債務保証計画を立て、また計画を実施する業務は、御指摘の通り、過般国会の御審議をいたきました点は、い

までも御質問がござました際のまさに運転資金の債務保証であります。それで

御質問のなにがございましたが、少しあ漫過ぎる。私ども

が、そういうのがいいか、こういう点と関連して当局のお考えを聞きたいと思いま

す。

○丹羽(兵)委員長代理 久保田豊君がその上にいろいろのことやろうと

いう考え方のようであります。製品を買上げたり保管したり売り渡したり、

ここで実行できますように、その保管計画実施のために必要な債務保証計

画を作成して農林大臣に提出をしなければならないということを規定してお

りますが、この債務保証計画を立て、また計画を実施する業務は、御指摘の

通り、過般国会の御審議をいたしました点は、い

までも御質問がござました際のまさに運

転資金の債務保証であります。それで

御質問のなにがございましたが、少しあ漫過ぎる。私ども

が、そういうのがいいか、こういう点と関連して当局のお考えを聞きたいと思いま

す。

○久保田(豊)委員 まず農林省当局に載せておらないでござります。

○丹羽(兵)委員長代理 久保田豊君がその上にいろいろのことやろうと

いう考え方のようであります。製品を買上げたり保管したり売り渡したり、

ここで実行できますように、その保管計画実施のために必要な債務保証計

画を作成して農林大臣に提出をしなければならないということを規定してお

りますが、この債務保証計画を立て、また計画を実施する業務は、御指摘の

通り、過般国会の御審議をいたしました点は、い

までも御質問がござました際のまさに運

転資金の債務保証であります。それで

御質問のなにがございましたが、少しあ漫過ぎる。私ども

が、そういうのがいいか、こういう点と関連して当局のお考えを聞きたいと思いま

す。

○安田(善)政府委員 原則においてそ

の通りでござります。構想として農林省会議で省議決定しましたものは、そ

の中にもありますように、計画施策・

○安田(善)政府委員 十八条一項の一

号の「省令で定める基準」は、三事項、及びを入れれば四事項ござります

が、飼養頭数、飼養密度、その区域の農用地の利用に関する条件並びにその区域内で生産される生乳の販売に関する条件が頭数で言いますと、一応町村内において百頭くらい飼っているところというのを御提案申し上げまして、諸先生方の御批判をいただきまして、その後字識経験者その他よく実情がわかるようにしまして、適当なものにしたいと思っております。その密度の点は、おのずからこの市町村の能力とか指導能力とか、農協がその仕事の中に入つてもらいたいという意図を表わしておりますので、それに応じて出でてくるものと思っておるわけでござります。農用地に関する条件は、現行の集約酪農地域——言いかえますと、昨日御説明申し上げました、むしろ今後に期待せられる酪農開発地域としての適地だというようなところだと思いますが、それよりは平坦部、都会地にだんだん近くなってくるような場合もありますので、農用地利用の基準は現行の集約酪農地域よりも少くてよいんじやないか、やむを得ないじやないか、現状と飼料の自給強化の可能性とを考えればよいんじやないか、そういうふうに考えておるわけでございまます。生乳の販売に関する条件は、この計画を作成する場合に立てるよし、従来の生産者の共同販売等に関連をやつしていくよういうようなことが関係農協等におきまして酪農生産者のためになるような販売条件があればよいのじやないか、こういうふうに一応思つておるのであります。その市町

村の地域は、従来の集約酪農地域の中もあれば外もある。おそらく、私どもの気持で、あと回しか除いてもよいのうことはなかなか簡単にいかぬだらうと思います。特に、今後酪農を伸ばさなければならぬ地帯というふうなのは、むしろ都会地の近くは今お話をありました通り搾乳業者で、この基本計画といいますか改善計画に乗らぬことが多いわけですが、従来やつてみたけれどもなかなかうまくいかぬ、伸びもしないし縮みもしない、しかも処分ができなくて困つているというところもある。しかし、下手をするところもある。非常に変動が多くて悪くいっている場合が多いわけです。そこで、こういう点については、特にその地域のいろいろの条件といふものをほど正確につけあつておると同時にこれが、結果を見ますと、よくいつてゐるところもある。しかし、下手をするところもある。これを下手のむとあとが大へんなことになろうと思いますので、この点については、政令の作り方あるいは政令の運営について格別に慎重な用意をしてもらいたいということを、まず第一点お願いしておくわけです。

それから、その次に同じような問題になりますが、今ちょっとお話をありますたが、私も農林省から聞いたところだと、これは非常に広範にわたる計画のようです。大体聞いたところでは、これの指定をするのは大よそ五百市町村くらいだ、このうち本年度七百八十町村を改善計画地域に指定をしますが、今度の酪農振興の点を考慮まして、あとは、予算事業が予算を計上して行われ出したりました。したが、私はこの改善計画を樹立すること、あるいはこれを実施する場合の指導体制といふものがありますが、これが非常に複雑でやるといふことを思つておるわけですが、それで、この点についても、やはり、この点はどうです。そこまでやりませんと、牛を入れたおかげであとが困るという問題が大体おいて非常にかけ出でてくるわけです。ですから、この点については、政令で法律の条文をどういうふうに整備するか、案の条文をどういうふうに整備するか、それが出ると、この改善計画の取り合いみたいなものが無批判に出でてくる。これを下手のむとあとが大へんなことになろうと思いますので、この点については、政令の作り方あるいは政令の運営について格別に慎重な用意をしてもらいたいということを、まず第一点お願いしておくわけです。

もう一つは、これは基本の問題になつて、現地にはほとんどできておらない。しかも、御承知の通りばらばらであります。しかし、御承知の通りばらばらであります。町村ではんとうの酪農指導のできるところが、これがちよつとはつきりわからない。大体町村の数は御承知の通り町村合併によつて三千六百くらいいかない。その三千六百のうちかれ第一項の第一号ですか、これを具体的にやるということが、今度の酪農振興法を実行する場合にまず必要な条件だと思つておるのであります。

これ約半分近いものを、短期にしかも的で、百頭がいいか何頭がいいかといふことはなかなか簡単にいかぬだらうと思います。特に、今後酪農を伸ばさなければならぬ地帯といふうなのは、むしろ都会地の近くは今お話をありました通り搾乳業者で、この基本計画といいますか改善計画に乗らぬ金なり資金がつけば、土台のないのにあわを食つてこれにみんな飛びついくるという結果になりはせぬかといふことを心配するわけです。特に、私はもう少し慎重にやつてもらいたいと思うのは、今言つたこととし七百八十万なり資金がつけば、土台のないのに見てければりっぱですが内容の貧弱なことをやるということは、法案そのものに対する問題はあとにいたしまして、私は少し無謀ではないかと思う。この点については、予算もきまつたといふふうな実力のある者はほとんどありますか。おそらくは、これの補助金なり資金がつけば、土台のないのに見てければりっぱですが内容の貧弱なことをやるということは、法案そのものに対する問題はあとにいたしまして、私は少し無謀ではないかと思う。この点については、予算もきまつたといふふうな実力のある者はほとんどありますか。もうすでに一応整備されておるのではなかつたのか。おそらく畜産局長の頭の中には、例の新農村計画の頭がそのまま残つてゐるのではないかういふうに思うが、この点はどうですか。

それから、その次に同じような問題になりますが、今ちょっとお話をありますたが、私も農林省から聞いたところだと、これは非常に広範にわたる計画のようです。大体聞いたところでは、これの指定をするのは大よそ五百市町村くらいだ、このうち本年度七百八十町村を改善計画地域に指定をしますが、今度の酪農振興の点を考慮まして、あとは、予算事業が予算を計上して行われ出したりました。したが、私はこの改善計画を樹立すること、あるいはこれを実施する場合の指導体制といふものがありますが、これが非常に複雑でやるといふことを思つておるわけですが、それで、この点についても、やはり、この点はどうです。そこまでやりませんと、牛を入れたおかげであとが困るという問題が大体おいて非常にかけ出でてくるわけです。ですから、この点については、政令で法律の条文をどういうふうに整備するか、案の条文をどういうふうに整備するか、それが出ると、この改善計画の取り合いみたいなものが無批判に出でてくる。これを下手のむとあとが大へんなことになろうと思いますので、この点については、政令の作り方あるいは政令の運営について格別に慎重な用意をしてもらいたいということを、まず第一点お願いしておくわけです。

もう一つは、これは基本の問題になつて、現地にはほとんどできておらない。しかも、御承知の通りばらばらであります。町村ではんとうの酪農指導のできるところが、これがちよつとはつきりわからない。大体町村の数は御承知の通り町村合併によつて三千六百くらいいかない。その三千六百のうちかれ第一項の第一号ですか、これを具体的にやるということが、今度の酪農振興法を実行する場合にまず必要な条件だと思つておるのであります。

算でも新年度は計上しておりますよ
な県の事業をこの計画区域に適用させ
ようとする事業も含みます。また、市
町村が公共事業で行う事業もあるほか
に、農協や農協連合会が自分で行いま
する事業も農協の協議を経て書く、そ
う考へております。

○久保田(豊)委員 今御答弁はわ
かったようなわからないようなことな
んですよ。個々の農家は、計画の立案
という面では、発案をして、自分はこ
うしたいということをみな申し出で、
簡単に実際的に言えれば、それを一つう
まくまとめるんだ、こういうことで
しょう。従つて村でまとめたものの実
行については、受益者としてそれぞれ
が受けけるのだ、村なり町村では共通の
事項については共通の事項としてこれ
をやはり規定して計画の中にに入る、
こういうことですね。そうすると、發
案をしたものの実行については、もち
ろん經營の責任は当然各人が負うにき
ました話です。しかし、かりに、たと
えば牛を入れたいという人が、どうし
ても導入資金を借りたい、何年に幾ら
借りたいといったら、この借りる本人
はもちろんただれども、農民は一
人一人では借りられない。その場合には
は村なり農協が責任を持つて借りにく
れるのですか。そして、たとえばかり
にその年の乳量が出た、それで三頭で
六十石あるという場合には、これらの
販売に対しても、もちろん状況は違つ
てくるだろうと思うが、村の方が、責
任を持つてくれるのか。こういう点が
はつきりしないと、なかなかやれない。
それから、もう一つ、今のお話でわ
かるのですが、最近の農村計画でもそ
うですけれども、補助金がある程度あ

る。共同でもつていろいろの施設をや
る。ところが、施設をするには補助
金だけではないから資金も借り
なければいけない。その資金はどこで
する事業も農協の協議を経て書く、そ
う考へております。

○久保田(豊)委員 今御答弁はわ
かったようなわからないようなことな
んですよ。個々の農家は、計画の立案
という面では、発案をして、自分はこ
うしたいということをみな申し出で、
簡単に実際的に言えれば、それを一つう
まくまとめるんだ、こういうことで
しよう。従つて村でまとめたものの実
行については、受益者としてそれぞれ
が受けけるのだ、村なり町村では共通の
事項については共通の事項としてこれ
をやはり規定して計画の中にに入る、
こういうことですね。そうすると、發
案をしたものの実行については、もち
ろん經營の責任は当然各人が負うにき
ました話です。しかし、かりに、たと
えば牛を入れたいという人が、どうし
ても導入資金を借りたい、何年に幾ら
借りたいといったら、この借りる本人
はもちろんただれども、農民は一
人一人では借りられない。その場合には
は村なり農協が責任を持つて借りにく
れるのですか。そして、たとえばかり
にその年の乳量が出た、それで三頭で
六十石あるという場合には、これらの
販売に対しても、もちろん状況は違つ
てくるだろうと思うが、村の方が、責
任を持つてくれるのか。こういう点が
はつきりしないと、なかなかやれない。
それから、もう一つ、今のお話でわ
かるのですが、最近の農村計画でもそ
うですけれども、補助金がある程度あ

用するということになりますから、公
示をして二十日間に文句がなければ、
これを承認したものとして実行してい
くというになるでしょうね。けれども、さ
てかりにたとえば草地改良をや
く、ああいう施設ができた、こうい
うのが一般的の今の実情です。これ
は、中央や県からごらんになれば、こ
の資金はこういうふうになるといつ
て、こういうふうにして債権者ががき
まって、最後の支出をする人はだれか
ということはわかっているでしょう
が、末端にいくと、そういう点がみな
ほけてしまう。そういうことになりま
すと、この計画自体が非常に一人一
人の者にとって困るようなことにな
る。従つて、これについては、いずれ
この經營改善計画についても政令その
他のいろいろはつきりした実施要領と
併せて、この六号、七号等で農協等が草地
改良をやる場合に、これは小さな問題
になりましょうが、あとでも一度触
れて、この六号、七号等で農協等が草地
改良をやる場合に、これは小さな問題
になりますが、さらに、計画を立
てる段階においても、県は指導と援助
の措置をとりなさいと書いてあります
が、それが、自己資金がなくて
借入金でやるという場合は、これはご
く低利のものでなければ草地改良なん
といふものは實際にものになりますん
よ。そこで、どうしても、こういう場
合には、この場合のみならず、県がや
るべきことは、當然な話であると思
いと、この計画そのものはうわづいた
ものがなってしまいはせぬかといふこ
とが考えられるので、この点を一つ、
どう考えておるか、もう一回あらため
てお聞きします。

それから、もう一つ、このうちで、
すべて重要な問題ですが、特に重要な
事項になるのは、この六号の草地改良
事業、そのほか七号の「草地の造成、改
良及び保全、飼料作物の作付その他自
給飼料の生産並びに飼料の購入に関す
ること」という事項があります。こ
れは非常に重要な事項であります。と
ころで、ここで問題になるのは何かと
思われるの、この六号の草地改良
事業、そのほか七号の「草地の造成、改
良及び保全、飼料作物の作付その他自
給飼料の生産並びに飼料の購入に関す
ること」という事項があります。こ
れは非常に重要な事項であります。と

示をして二十日間に文句がなければ、
これを承認したものとして実行してい
くというになるでしょうね。けれども、さ
てかりにたとえば草地改良をや
く、ああいう施設ができた、こうい
うのが一般的の今の実情です。これ
は、中央や県からごらんになれば、こ
の資金はこういうふうになるといつ
て、こういうふうにして債権者ががき
まって、最後の支出をする人はだれか
ということはわかっているでしょう
が、末端にいくと、そういう点がみな
ほけてしまう。そういうことになりま
すと、この計画自体が非常に一人一
人の者にとって困るようなことにな
る。従つて、これについては、いずれ
この經營改善計画についても政令その
他のいろいろはつきりした実施要領と
併せて、この六号、七号等で農協等が草地
改良をやる場合に、これは小さな問題
になりますが、さらに、計画を立
てる段階においても、県は指導と援助
の措置をとりなさいと書いてあります
が、それが、自己資金がなくて
借入金でやるという場合は、これはご
く低利のものでなければ草地改良なん
といふものは實際にものになりますん
よ。そこで、どうしても、こういう場
合には、この場合のみならず、県がや
るべきことは、當然な話であると思
いと、この計画そのものはうわづいた
ものがなってしまいはせぬかといふこ
とが考えられるので、この点を一つ、
どう考えておるか、もう一回あらため
てお聞きします。

それから、もう一つ、このうちで、
すべて重要な問題ですが、特に重要な
事項になるのは、この六号の草地改良
事業、そのほか七号の「草地の造成、改
良及び保全、飼料作物の作付その他自
給飼料の生産並びに飼料の購入に関す
ること」という事項があります。こ
れは非常に重要な事項であります。と
ころで、ここで問題になるのは何かと
思われるの、この六号の草地改良
事業、そのほか七号の「草地の造成、改
良及び保全、飼料作物の作付その他自
給飼料の生産並びに飼料の購入に関す
ること」という事項があります。こ
れは非常に重要な事項であります。と

示をして二十日間に文句がなければ、
これを承認したものとして実行してい
くというになるでしょうね。けれども、さ
てかりにたとえば草地改良をや
く、ああいう施設ができた、こうい
うのが一般的の今の実情です。これ
は、中央や県からごらんになれば、こ
の資金はこういうふうになるといつ
て、こういうふうにして債権者ががき
まって、最後の支出をする人はだれか
ということはわかっているでしょう
が、末端にいくと、そういう点がみな
ほけてしまう。そういうことになりま
すと、この計画自体が非常に一人一
人の者にとって困るようなことにな
る。従つて、これについては、いずれ
この經營改善計画についても政令その
他のいろいろはつきりした実施要領と
併せて、この六号、七号等で農協等が草地
改良をやる場合に、これは小さな問題
になりますが、さらに、計画を立
てる段階においても、県は指導と援助
の措置をとりなさいと書いてあります
が、それが、自己資金がなくて
借入金でやるという場合は、これはご
く低利のものでなければ草地改良なん
といふものは實際にものになりますん
よ。そこで、どうしても、こういう場
合には、この場合のみならず、県がや
るべきことは、當然な話であると思
いと、この計画そのものはうわづいた
ものがなってしまいはせぬかといふこ
とが考えられるので、この点を一つ、
どう考えておるか、もう一回あらため
てお聞きします。

それから、もう一つ、このうちで、
すべて重要な問題ですが、特に重要な
事項になるのは、この六号の草地改良
事業、そのほか七号の「草地の造成、改
良及び保全、飼料作物の作付その他自
給飼料の生産並びに飼料の購入に関す
ること」という事項があります。こ
れは非常に重要な事項であります。と
ころで、ここで問題になるのは何かと
思われるの、この六号の草地改良
事業、そのほか七号の「草地の造成、改
良及び保全、飼料作物の作付その他自
給飼料の生産並びに飼料の購入に関す
ること」という事項があります。こ
れは非常に重要な事項であります。と

いたしまして、約七、八割増加いたしました。なお、農協の行う場合でも、農協の自己資金ではだめだから、低利長期の資金を予定しておるか、それでなければいけないのじやないか、三分五厘の土地改良資金の中にそれを入れたらどうかということをございますが、新農村関係に入つておる小団地事業の中に牧野開発や草地事業などももちろん入つております。それから、三分五厘の問題でございますが、私どもは、今回、三分五厘をも、これから始める事業では無利子の農業改良資金を使うといいんじやないかということを考えまして、その方で計上して無利子にしております。資金ワークがなくなつた場合とか、時期を急いで自分で早くやろうという場合はまた別に考えたいと思いますが、草地改良事業と自給飼料増産の事業は、北海道では各種の草地改良、自給飼料増産事業があり、内地でもいろいろな自給飼料増産施設がありますが、公庫資金では昨年度一億五千万円用意したものの一億九千万円用意しており、農業改良資金は三十三年度千百万円用意してあります。もう一つ、権利の使用収益関係は、市町村は条例できめてもらいまして、農協関係は規約でしかしようがないと思いますが、規約で定めていただきたい。その場合は、都道府県と市町村が条例で定めると書いてある条文を準用する。こういうように書いてあります。が、どうしてもいやだというお方はそこを避けるべきだと思います。しか

し、使用収益をだれがどうやるかといふことはそこできめて、なるべく安いこと、あるいは維持管理の規定をみたり、あるいは維持管理の規定をみんなで協議して規約を作つたり、補助料を受益者である酪農民が払いまして、あるいは維持管理の規定をみんなで協議して規約を作つたり、補助料を加えたりして条例を作つてもらいたい、こういう考え方であります。

○久保田(豊)委員いや、そこなんで村関係に入つておる小団地事業の中に牧野開発や草地事業などももちろん入つております。それから、三分五厘の問題でございますが、私どもは、今回、三分五厘をも、これから始める事業では無利子の農業改良資金を使うといいんじやないかということを考えまして、その方で計上して無利子にしております。資金ワークがなくなつた場合とか、時期を急いで自分で早くやろうという場合はまた別に考えたいと思いますが、草地改良事業と自給飼料増産の事業は、北海道では各種の草地改良、自給飼料増産事業があり、内地でもいろいろな自給飼料増産施設がありますが、公庫資金では昨年度一億五千万円用意したものの一億九千万円用意しており、農業改良資金は三十三年度千百万円用意してあります。もう一つ、権利の使用収益関係は、市町村は条例できめてもらいまして、農協関係は規約でしかしようがないと思いますが、規約で定めていただきたい。その場合は、都道府県と市町村が条例で定めると書いてある条文を準用する。こういうように書いてあります。が、どうしてもいやだというお方はそこを避けるべきだと思います。しか

うことはそこできめて、なるべく安いこと、あるいは維持管理の規定をみんなで協議して規約を作つたり、補助料を加えたりして条例を作つてもらいたい、こういう考え方であります。

○久保田(豊)委員いや、そこなんで村関係に入つておる小団地事業の中に牧野開発や草地事業などももちろん入つております。それから、三分五厘の問題でございますが、私どもは、今回、三分五厘をも、これから始める事業では無利子の農業改良資金を使うといいんじやないかということを考えまして、その方で計上して無利子にしております。資金ワークがなくなつた場合とか、時期を急いで自分で早くやろうという場合はまた別に考えたいと思いますが、草地改良事業と自給飼料増産の事業は、北海道では各種の草地改良、自給飼料増産事業があり、内地でもいろいろな自給飼料増産施設がありますが、公庫資金では昨年度一億五千万円用意したものの一億九千万円用意しており、農業改良資金は三十三年度千百万円用意してあります。もう一つ、権利の使用収益関係は、市町村は条例できめてもらいまして、農協関係は規約でしかしようがないと思いますが、規約で定めていただきたい。その場合は、都道府県と市町村が条例で定めると書いてある条文を準用する。こういうように書いてあります。が、どうしてもいやだというお方はそこを避けるべきだと思います。しか

うことはそこできめて、なるべく安いこと、あるいは維持管理の規定をみんなで協議して規約を作つたり、補助料を加えたりして条例を作つてもらいたい、こういう考え方であります。

○久保田(豊)委員いや、そこなんで村関係に入つておる小団地事業の中に牧野開発や草地事業などももちろん入つております。それから、三分五厘の問題でございますが、私どもは、今回、三分五厘をも、これから始める事業では無利子の農業改良資金を使うといいんじやないかということを考えまして、その方で計上して無利子にしております。資金ワークがなくなつた場合とか、時期を急いで自分で早くやろうという場合はまた別に考えたいと思いますが、草地改良事業と自給飼料増産の事業は、北海道では各種の草地改良、自給飼料増産事業があり、内地でもいろいろな自給飼料増産施設がありますが、公庫資金では昨年度一億五千万円用意したものの一億九千万円用意しており、農業改良資金は三十三年度千百万円用意してあります。もう一つ、権利の使用収益関係は、市町村は条例できめてもらいまして、農協関係は規約でしかしようがないと思いますが、規約で定めていただきたい。その場合は、都道府県と市町村が条例で定めると書いてある条文を準用する。こういうように書いてあります。が、どうしてもいやだというお方はそこを避けるべきだと思います。しか

うことはそこできめて、なるべく安いこと、あるいは維持管理の規定をみんなで協議して規約を作つたり、補助料を加えたりして条例を作つてもらいたい、こういう考え方であります。

○久保田(豊)委員いや、そこなんで村関係に入つておる小団地事業の中に牧野開発や草地事業などももちろん入つております。それから、三分五厘の問題でございますが、私どもは、今回、三分五厘をも、これから始める事業では無利子の農業改良資金を使うといいんじやないかということを考えまして、その方で計上して無利子にしております。資金ワークがなくなつた場合とか、時期を急いで自分で早くやろうという場合はまた別に考えたいと思いますが、草地改良事業と自給飼料増産の事業は、北海道では各種の草地改良、自給飼料増産事業があり、内地でもいろいろな自給飼料増産施設がありますが、公庫資金では昨年度一億五千万円用意したものの一億九千万円用意しており、農業改良資金は三十三年度千百万円用意してあります。もう一つ、権利の使用収益関係は、市町村は条例できめてもらいまして、農協関係は規約でしかしようがないと思いますが、規約で定めていただきたい。その場合は、都道府県と市町村が条例で定めると書いてある条文を準用する。こういうように書いてあります。が、どうしてもいやだというお方はそこを避けるべきだと思います。しか

うことはそこできめて、なるべく安いこと、あるいは維持管理の規定をみんなで協議して規約を作つたり、補助料を加えたりして条例を作つてもらいたい、こういう考え方であります。

改正案の中で追加したばかりではなに、すでに現行法にあるのであります。その解釈と同じであります。現行法は、酪振法の施行規則、二十九年に提出しております農林省令第五十一号第十九条に掲げてあるものであります。「法第十四条第一項の貯乳で定める麥更は、左の表の上欄に掲げる施設についての相当下欄に掲げる設備の設置、更新、改造又は廃止とする」、そして、集乳所につきましては、「貯乳槽、冷凍機械、クリーム分離機、牛乳濃縮機、そういうのが設備であります。飲用牛乳処理施設につきましては、「貯乳槽、冷凍設備、牛乳殺菌機、びん詰機、冷蔵庫、そういうのが設備であります。クリーム及び脱脂乳製造施設につきましては、「貯乳槽、冷却設備、冷蔵庫、バター製造施設につきましては、「貯乳槽、クリーム分離機、チヤーン、連続式バター製造機または冷蔵庫。チーズ製造施設につきましては、「貯乳槽、チーズパット、プロセスチーズ製造用溶融釜、または熟成室。れん乳製造施設につきましては、「貯乳槽、荒煮機、濃縮機、れん乳冷却機、無糖れん乳用滅菌機。これが設備であります。粉乳製造施設につきましては、「貯乳槽、乾燥機とあります。なお、補機または乾燥機とあります。」、この集約酪農地帯というものは、平均にはいかないでしようが、町村の数にしますす。

と、ほぼ一地帯がそれぞれ數カ村くらいにわたるものが多いのではないかとと思うのです。その周辺の地帯といいますと相当の数に上りはせぬかと思うのですが、大体予想としてはどのくらいの範囲にわたる見込ですか。

○安田(舊)政府委員 夏のような、正常の場合は牛乳が減つて消費があえるというような時期は、京浜地区へ岩手県から一部は牛乳が来ることがござりますが、そういう時期の特別な場合を除きますと、柄木の集約酪農地帯などは、現在三あつてことしも二地域追加になりますが、あそこには集乳施設があるだけで、前は十五石、最近は二十石がほぼ普通です。それをトラック——石油を輸送するよなトランクをもつて通常板橋とか葛飾とか神奈川の方とかへ搬出しておる状況であります。その地域内には乳製品の製造設備は那須を除いてはおりません。それを考えますと、合理的な飲用牛乳の処理販売、乳製品の製造販売、それから、消費者の値段と生産者が取得する所得とを考えまして、適当な場合はどっつかを、その地域指定のために消費者の値段が上りまして牛乳生産者の手取りが減るということがないように、自然経済条件の範囲を指定したらいいのじやないかと考えておりますが、現在は、集約酪農地帯で、集荷場までは生産者から一時間と私は記憶しておりますが、そこへ集めまして、それから農家またはその集荷場から乳製品の製造所までは輸送時間として二時間の範囲内が集約地帯で、家畜を導入したり、牛乳の処理施設、酪農事業施設をしたりしないように今してあります。現行法はそうであります。時代の

○久保田(豊)委員 今のお答えで抽象的なあれはわかるのですが、この法律を作るときには、大体どのくらいの町村がこの周辺の指定地域になるくらいの見当は大体つくでしょう。どのくらいになります。今後集約酪農地帯がなっていく、その周辺が全部指定地域になつていくということになると、都合のこく周辺等は別としまして、改善計画等々もダブってきまして、相当の町村といふものは周辺地帯で規制を受けたる地域へ入つてきはせぬか、こういうふうに思うわけです。ですから、具体的に、今後の集約酪農地帯の指定範囲、そういうものにもらみ合せてみて、どのくらいの地域が入るか。現今はなるほど集約酪農地帯には約四〇%くらいの牛なりあれがあるわけですね。将来はおそらく集約酪農地帯がおもな乳牛の飼養地帯になろう。それにさること、ふえていきますから、これがおららく五〇%幾らかになるわけですね。ことはほとんど指定地域に入つてしまつてはほんと指定地域に入つてしまつてはほんと指定地のではないかと思われるが、今の段階で具体的にどのくらいの町村を指定する計画か。これの具体的な検討は一度終つておると思うので、そういう計画がすでにあるならば知らしてもいいと思う。

約関すつたつままで域い影しして、さつきからお話をのように、行政規制も届出にしても、特殊な場合において勧告をする、こういうことになつておりますが、しかし、結果においては——今あなたは非常に善意をもつてやつておられるからいいが、結果においては、私はこういう大企業の集約酪農地帯のみならずその周辺に対する経済支配力というものを強くするという結果に必ずなるのではないか、この心配が相当多いわけです。特に、最近の大企業の傾向は、みずからの名前ではなくて、こういう周辺の地帯の中企業の小さな酪農業といいますか乳業をだんだん系列化してきております。そうすると、形はいろいろであつても、こういう地帯についての大企業の支配力というものは非常に強くなり過ぎやせぬか。今のあなたのあれでは、もう大して大きな行政規制をするわけではない、場合によつてはむしろ援助しなければならぬという場合もあるというふうなことです。が、結果としては、私は大企業のこういう集約酪農地帯を中心とする一つの経済支配力というものを強化するという結果に終らざるを得ないというふうに思うが、この辺はどう考えておられますか。

れでやろうと思っておるのであります。この方がむしろ主であります。しかし、集酪地域と酪振計画とを立てております限りは、この計画を変更する——必要があれば変更しなければなりませんが、それには、現在集約酪農地域内でも中心工場変更せずにそれが立つておれば、現行法規ではそうなっておりますから、そくに支障を来たしては酪農の振興にならないのではないか。あわせまして、改正案は、当該集約酪農地域における生乳の生産者から当該生乳を貰い受けて乳業を行う者は、きのうも申し上げましたように、生産者団体が組合員のもの処理、加工することは地域内でも地域外でも乳業者扱いをしておりません。酪農振興基金においてもそうでございまして、生産者団体が組合員のものを処理、加工することは地域内でも地

域外でも乳業者扱いをしておりません。酪農振興基金においてもそうでございまして、生産者団体が組合員のものを処理、加工することは地域内でも地

域外でも乳業者扱いをしておりません。酪農振興基金においてもそうでございまして、生産者団体が組合員のものを処理、加工することは地域内でも地

域外でも乳業者扱いをしておりません。酪農振興基金においてもそうでございまして、生産者団体が組合員のものを処理、加工することは地域内でも地

域外でも乳業者扱いをしておりません。酪農振興基金においてもそうでございまして、生産者団体が組合員のものを処理、加工することは地域内でも地

域外でも乳業者扱いをしておりません。酪農振興基金においてもそうでございまして、生産者団体が組合員のものを処理、加工することは地域内でも地